

長地の皆さんようこそ!

人口ついに五万を突破 力を合せて新市の建設へ

岡谷市は、国の町村合併方針に従い、一昨年湊、川岸と合併しましたが、今また懸案の長地が合併され、人口五万二千余人、面積八八・七一平方キロとなり、名実共に大岡谷市として生まれ変わり、郷土の歴史に新しいページを加えることになりました。

▲**待望の知事勧告** があり、去る二月四日長地村の村議会でも、全村岡谷合併が議決され、昭和二十八年七月、ようやく解決の糸口がつき、遂に三月十二日、



第130号 4月
発行所 長野縣岡谷市役所
発行人 宮坂健次郎
編集人 浜 晴 雄
印刷所 手塚印刷所
毎月1日 発行
定価 1部 2円

安くなる下と中間

市民税の税率一部改正

三月二十三日の市議会では、市所得割を課税される人は、二八民税所得割の税率が一部引下げに当る四、一〇〇人です。今られしました。減税になるのは、回の減税対象となった人は二、課税対象額が、三万円以下の人〇〇〇人で所得割納税者の五〇と二十万円から六十八万円まで%になります。
なお詳細は、五月市報でお知らせします。
(税務課)

四億四千 万円の 新予算成立!!

一般、特別両会計を合せて総額四億四千余万円に上る昭和三十一年度予算は、去る三月十九日開会された市議会に上程され、慎重審議の結果、二十三日議決されました。

予算編成に当つては健全財政の維持に重点をおき、運用の合理化を図り、市民生活の安定と福祉に寄与するよう十分考慮が払われてあります。

そのため、年々増加の傾向にある消費的経費の抑制に努め、投資的経費に重点がおかれ、新規的なものを折り込んで内容の充実が図られております。

また市民税所得割の税率の引き下げを行い、税率の不均衡を是正して市民負担の軽減なども図られてあります。

【解説二面】

(総務課)

議室に、両市村の理事者、議員、各種団体長など約百八十名が列席して、岡谷市と長地村の編入合併をきめる歴史的な調印式が厳肅に行われました。
この席上、宮坂市長からは、めでたく歴史的な調印式が出来たのは、心と心のつながりがあったからだと思ふ。今後共住民の福祉に努力したい旨の感謝的なあいさつがあり、次いで山田村長からは、合併を喜び、合併発足は二十五日だが、心はずくに岡谷市民である。今後は共に岡谷市民として等しくその福祉を受けながら、立派な岡谷市を築いてゆきたい旨の力強いあいさつがありました。

▲**歴史的な合併調印式**
十五日の市議会終了後、直ちに午後三時から、岡谷市役所会

全村岡谷合併の知事勧告が出ました。
それで岡谷市では、十五日緊急市議会を開いて、長地村の編入合併を議決しました。

▲七十年の歴史閉じ支所開く

三月二十五日から合併発足が決つた長地村では、二十四日午後三時から、長地中学の体育館で閉村式を行い、輝やかしい七十年の歴史に幕をおろしました。

翌二十五日は、長地村から岡谷市長地となつたので、午前九時から長地支所の開所式が行われ、旧役場は岡谷市役所長地支所として生まれ変わりました。

▲新しい都市の建設へ

岡谷と長地は、地理的に隣接しており、産業経済、交通、文化、生活等あらゆる面で一体的な関係にあり、特に長地には工場地帯としての有望な未開発地も多く、工業都市岡谷は、長地の合併を機に、全市民の協力によつて、一層飛躍発展を期待されるにいたりました。

【写真調印式の模様】

(企画室)

市報は、市からのお知らせをのせるばかりでなく、広く市民皆さんの御意見を聞いて、よりよい市政が行われるようにする役目を持つ広報紙です。
投書ください。
御意見については関係各課と連絡をとり、善処するよう取りはからつた上、建設的なものは市報にのせてゆきます。
投書のしかた
一、用紙
ヘガキ(住所氏名を明記のこと)
一、宛先 岡谷市役所企画室(企画室)

四月四日まで

補充選挙人名簿の登録申請

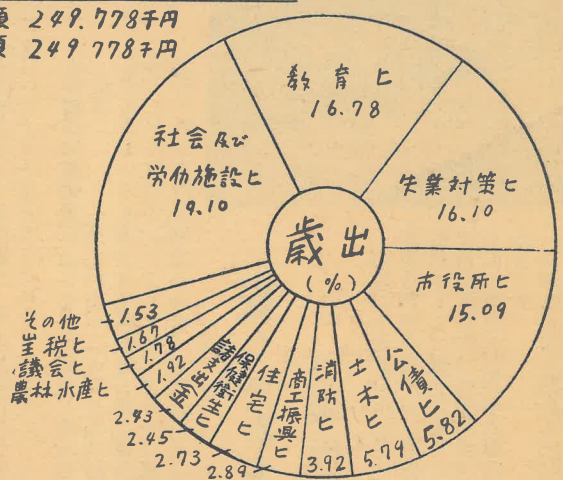
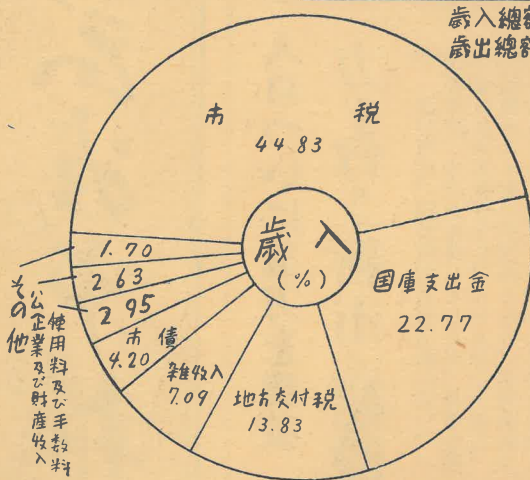
岡谷市長選挙並びに市議会議員補欠及び増員選挙は、来る四月十三日に行われます。それでこの選挙について、昭和三十一年四月一日現在選挙権のある者で、現在効力のある岡谷市の選挙人名簿に登録されていない者を、登録するために、補充選挙人名簿を調整します。

この補充選挙人名簿へ登録を申請できる期間は、四月二日から四月四日までです。

申請用紙は、既にお手もとにおくばりしてありますから、用紙裏面の注意事項をよくご覧になつて、該当者はもちろん申請をして下さい。

(選挙管理委員会)

昭和32年度岡谷市歳入歳出予算額のグラフ



(新予算を審議する市議会)

予算解説

充実した新予算

投資的経費に重点おく

(別掲) 新年度予算のうち、一般会計の予算額は、二億四千九百万円で、前年度当初予算に比べると三千二百九十二万九千円、実行予算に比べると四千四百八十八万九千円の減となつてい

備強化

一、社会労働関係

社会福祉面における諸施設の強化拡充

一、保健衛生関係

汚物収集機能を高め、市内の美化と伝染病予防

一、商工関係

工場招致

中小企業及び精密工業の振興

商工業の振興のため金融的措置

置

一、農林水産関係

農林水産業の育成

機械類の導入と生産技術の向上

農業団体の育成強化

また合併条件によるものは、予算全般にわたり織り込まれております。

特別会計は総額一億九千八百二十万円で、前年度当初予算に比べて二千六百九十九万円の増となつております。

なお、採石事業会計は本年度から地方公営企業会計に移されました。

一般会計の歳入歳出の各科目別の予算は上の扇形グラフの通りです。

(総務課)

すが、川岸中学校校舎の主な建物の建築済み等による減で、内容は前年度より充実しております。

本年度の主な施策

一、消防関係

消防力の強化と機構の整備

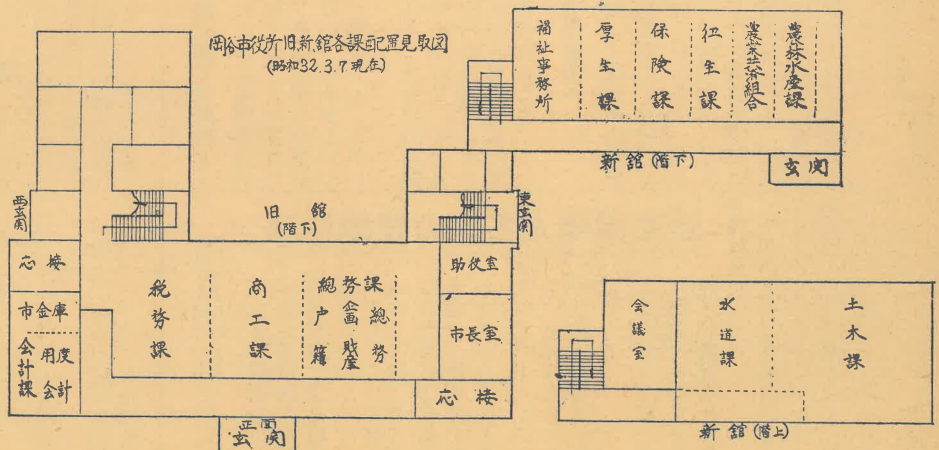
一、土木関係

都市計画事業の促進

一、教育関係

学校並びに社会教育行政の整

大異動をした市役所各課



旧土木課の跡に、建築中であ課の配置図をのせましたから、つた新庁舎が、大体出来上りまごらん下さい。

した。それで、三月初めに、この新館へ本館から、約半数の課員会事務局と市議会事務局がが移りましたが、まだよく御存ります。

じでない方もありますので、各

(企画室)

(注) 長地村の合併による増員選挙の六人の議員は、今回だけに限り、長地の区域から選挙されることになっています。

野ネズミを總攻撃！

四月五日 戦法は毒フラートル使用

今年の春は、遅くまで雪があり、農作物の生育があまり良くないのに、野ネズミによる被害が日増しに多くなりました。

これを防ぐため、岡谷市農業共済組合では、左記により毒物「フラートル」を使って野ネズミ退治をいたします。

それで、家畜等をお持ちの方は、危害が起きないように注意事項をよく守って下さい。

記

- 一、実施期日 四月五日
- 二、実施範囲 岡谷市(旧長地村を含む) 一円及び近接町村出作地
- 三、使用農薬 毒物フラートル

納税ニュース

4月 は

- 特別徴収3月分(10日まで)
- 固定資産税第1期分(30日まで)
- 都市計画税第1期分(〃)
- 国民健康保険税第1期分(〃)

の納期です。

◎長地地区の固定資産税

32年度の固定資産税は、引継いだものをそのまま使っております。

◎長地地区の市税納入場所新設

納入場所として、新たに長地農業協同組合の御協力を得て、農協でも納税事務を取扱って頂くことになりましたから御利用下さい。

注意事項

- (1) 家ネズミには、絶対に使わないこと。
- (2) 家畜には特に注意して、犬は四月五日から十九日頃までつ

山林原野の実態調べ

全国一斉に四月一日現在で

農林省では、私有林についてたが、造林事業の強化、林業技術の普及等によつて逐次復活しつつあります。この調査は、今後なお一層合理的な林業政策を樹立するために、林野の実態を正しく把握して、基礎資料を作成することを目的としています。

調査することは、山林面積、樹種、原野面積、昭和二十七年以降五ヶ年間の林業賃労働および林産物販売、昭和二十七年以降五ヶ年間の人工造林、今後の造林の方針等で、極めて詳細にわたります。

調査の方法は、農林省から任命された調査員一〇三名が市内の各調査区を担当し、山林所有

ないでおくこと。また猟犬の連行もしないこと。

(3) 毒餌は地面に仕掛けず、必ず穴に入れて土をかけること。

(4) 野ネズミの死体を発見したら土の中に深く埋めること。

(5) 毒餌が余つても、一ヶ所に沢山埋めたりしないで、余分の毒餌は、指導員に返して下さい。

(農業共済組合)

なおこの調査は、税金などの資料には使いませんが、正しい実態が統計数字として現れるよう特にお願いいたします。

(商工課・農林水産課)

愛犬よ痛いのが少しのガマン

犬の登録・狂犬病予防注射4月8日から

生れてから九十一日を過ぎた犬は、毎年登録をして春と秋の二回、狂犬病の予防注射をしなければならぬことになっています。

それで今年も、次の日程で行いますから、都合のよい日に近い場所です必ずま

せて下さい。(雨天でも行います)

なお、死亡、逃亡、譲渡等によつて、犬を所有しなくなつた方は、市役所衛生課または各支所へ届け出て下さい。

記

登録料……三百円

火モトになるのは誰もイヤ

春の火災予防運動週間4月1日から

春先は火災のおこりやすい季節であり、県下一斉に四月一日から春の火災予防週間が始まりますから、次の事項を見直し実行して下さい。

◆一般家庭防火十ヶ條

- 一、火を扱う場所は整理し、燃えやすい物をかたづけること。
- 二、外出する時、寝る時は必ず火の元を確かめること。
- 三、こたつは特に忘れやすいから、火加減とかかわかし物に注意すること。
- 四、煙突は、火の粉が出ないか

短かすぎないか、燃えやすいものに触れていないか、継目は完全か、破損ヶ所はないかに注意すること。

五、風呂場、かまどは後始末に念を入れること。

六、子供の火遊びはさせないこと。

七、電熱器やアイロンなど使った後始末を忘れないこと。電気の故障は、電燈会社に連絡すること。素人仕事は火事のもと。

八、風の強い日や乾燥している時は焚火をさけること。

九、消防の火の元点検は心よく受け、悪い所はすぐ直すこと。

十、火事を起したとき、知ったときは、早く消防署へ知らせること。(消防署)

月	日	場	所	実施時間
四月	八日	川岸啓明館	安十分校	午前九時～十時
"	"	川岸支所	今井公会所	午後十二時半～二時半
"	九日	間下公会所	小井川公会所	午後九時～十一時
"	十日	西堀公会所	湊支所	午後一時～三時
"	十一日	小尾口公会所	岡谷公会所	午後十二時半～三時
"	十二日	市役所	長地支所	午前九時～十一時
"	十三日			午後一時～四時

注射料……百五十円 計 四百五十円 (衛生課)

清掃条例の解説

清掃法に基いてつくられた岡谷市清掃条例は、十九日の市議会で議決され、四月一日から実施されることになりました。以下この条例の目的と、そのあらましについて説明いたします。

市内をみんなて美しく

月百キロ以上は料金が要る

この岡谷市清掃条例は、ゴミ地形態等によつて、県知事からの収集や処分、それから市内の、特別清掃地域として指定された清掃を向上させるについて、必れている旧岡谷市地区（今井区）を要なことがきめてあり、ゴミをだけを除く。）と三沢地区に適用市民皆さんの協力により、出来

清掃条例のあらまし

ただけ少くしていただくこと、またゴミの多量に出るところか一、ゴミ、陶器、ガラス屑等は、それぞれ別の容器に入れて、自分で処分出来るものは処分し、特に資源価のあるものは除いて、ゴミを減らすことに

二、犬、ネコ等の死体を埋めるなど、その処分に困る場合は、市長に申し出ること。

三、ゴミを多量に出す、工場、事業場等には、市長が清掃責任者に運搬を命ずることが出来る。この場合、諏訪湖の埋立地（屠殺場の南側）に捨てること。

四、河川、下水、公共の地域にゴミを捨てることはできない。（捨てると清掃法により罰せられる。）

条例適用の範囲

この条例は、人口密度、市街

五、汚物の取扱業者は、市長の許可を受けること。

この条例実施前から、汚物取扱業を行つてゐる者は、五月三十日まで、市長に届けて許可を受けること。

六、清掃法の規定によつて、ゴミの収集手数料を徴収する。手数料は、普通手数料と特別手数料に分けて徴収する。

普通手数料とは、
一級 一ヶ月 一〇〇円以上
二級 一ヶ月 二五〇円以上
三級 一ヶ月 五〇〇円以上
月五〇円以上
月一〇〇円以上
月二〇〇円以上

恩給法一部改正

内地死亡の軍人遺族にも適用

旧軍人等の遺族に対する恩給の特例に関する法律が、昭和三十一年十二月二十日公布されました。

この特例は、大平洋戦争の様相、特にその末期における様相がいわゆる内地等をも戦争化するに至つたこと。また召集基準が変更されたこと等の事情および遺族の実情を考慮して、内地等における戦争に関する勤務に

関連する負傷または疾病で、公務上の負傷または疾病でないも

四級 一ヶ月 一、〇〇〇円以上
一、五〇〇円まで
月 三〇〇円

ただし、一、五〇〇円以上に上つては、端数または五〇〇円増すことに一ヶ月一五〇円を加算する。

特別手数料とは、
オート三輪車一台 二五〇円
自動車 七〇〇円
犬、ネコ等の死体一頭につき 五〇円

特に営業をしております方は、大部分が普通手数料を徴収されることになると思ひます。（衛生課）

(3)その傷病が、昭和十九年一月一日以前に生じたものである場合には、傷病が職務に關連する事が顯著であると認められるものであること。

(4)またその傷病が、入隊から復員までの期間に生じたものであること。

(5)管内居住者であること。
管内居住者とは、
(イ)もとの陸軍の軍人である者、
(ロ)が軍曹以下である者、および曹長で陸軍給与令による三等または四等給料を受けた者。

(ロ)もとの海軍の軍人で上等下士官以下である者。
(ハ)陸海軍の準軍人は学校長命令、師団命令もしくは部隊命令によつて、管内に居住を命ぜられたことの明らかなるもの。

(6)弔慰金を受領した者であること。
以上(1)から(6)までの事項に該当する者は今回の特例法が認められて、公務扶助料又は遺族年金が支給される事になります。

二、請求の方法について
(1)その傷病が昭和十六年十二月八日から昭和二十年九月一日までの間に生じたものであること。

(2)その傷病が本邦、樺太、千島、列島、朝鮮、満洲または台湾において生じたものであること。

その時改めて請求手続きをしていただくこととなります。該当の通知がありましたら、

御遺族に御連絡致します。諸用の書類等は、その際お伝え致します。なお不明の点は、市役所厚生課又は支所へお問い合わせ下さい。（厚生課）

国民健康保険の異動届について

一、被保険者の加入
今まで勤務していた所をやめた場合には、当然そこで入つていた健康保険（共済組合）も同時にやめることとなります。その場合には、十日以内に国民健康保険に加入届出をして下さい。

また学校等を卒業して就職しないときにも前記の手続きをして下さい。

二、被保険者の喪失
新しく就職して勤務先の保険に加入した場合には、国民健康保険から退くこととなります。この届出には加入先の保険証を持参して頂くわけですが、若し保険証が間に合わないときは、勤務先の証明書を持参しても結構です。

三、住所異動
一世帯、または世帯内の被保険者が住所を異動した場合に、直ちに住所異動届を出して下さい。届出しないときは三ヶ月以上経過して住所不明のときは、診療費が支払われないことがありますので御注意下さい。

以上諸届出については、印鑑、受診証をお忘れなく持参して下さい。（保険課）

◎四月から朝のサイレンは二時です。